

11月から

窓口での本人確認にご協力を!

戸籍謄抄本・住民票の写しなどの交付申請の際に 本人確認ができる書類の提示をお願いします

11月1日から、なりすましによる不正取得を防止し、市民のみなさまの大切な個人情報を守るために、市役所市民課や各支所住民課で、窓口に来られた方の本人確認を行います。

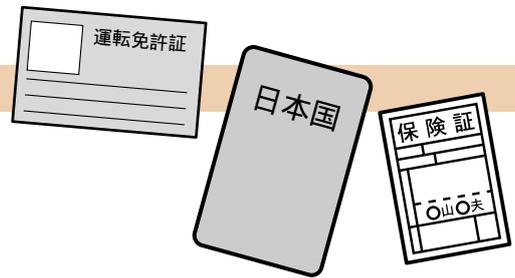
身分証明書の提示など、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

本人確認を行う交付申請

- ・戸籍(戸籍・除籍・改製原戸籍・戸籍記載事項証明)、附票などの証明書
- ・住民票の写し(全部・一部・住民票記載事項証明)などの証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・身分証明書など

本人確認のために提示していただく書類

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)
身体障害者手帳(写真付)、外国人登録証
その他の官公署の発行する証明書(写真付)



上記の書類がない場合

健康保険証、年金手帳、老人医療受給者証、介護保険証、住民基本台帳カード、社員証、学生証、キャッシュカード、クレジットカード、預金通帳、診察券、税金の領収書、失業保険の受給者証、生活保護受給証明書
その他これらに類するもの

本人確認のできる書類を持っていない人や本人確認が不十分な人は、職員からの質問に答えていただくことで本人確認を行います。

問い合わせ 市民課 62・1118

国民年金のお知らせ

11月は国民年金制度推進月間

11月6日から12日は年金週間です

「いい老後」にちなんで、毎年11月6日(いいうご)から12日までの1週間を「年金週間」、11月を「国民年金制度推進月間」と定めています。

国民年金は、国が責任を持って安全・確実に運営する制度です。少子化だから年金が破綻するという誤った情報が聞かれますが、少子化だからこそ、将来にわたって確実なのは国が保障する国民年金なのです。

国民年金 5つの安心

- 国民年金は、国が責任を持って運営する制度です。世代間扶養で支え合う仕組みなので、日本の国が存続する限り、つぶれることはありません。
- 年金額の3分の1は、国が負担しています。(平成21年度までに2分の1に引き上げられます。)
- 国民年金は、どんなに長生きしても、生涯にわたって支給されるので安心です。
- 国民年金は、老後の所得を保障する老齢基礎年金ではありません。
病気や事故で障害が残ったときには障害基礎年金、夫に先立たれたときには遺族基礎年金が支給され、現役世代の「万一」の場合にも備えることができます。
- 国民年金の年金額は、物価等の経済の変動に応じてスライドし、実質価値が守られます。

問い合わせ 善通寺社会保険事務所 国民年金課 0877(62)1660